

『生産性向上設備投資促進税制』 & 『大分県の税制優遇措置』 個別相談会 in 大分のご案内

「産業競争力強化法」（平成26年1月20日施行）に基づき新設されました「生産性向上設備投資促進税制」について、個別相談会を開催いたします。

本税制は、企業規模や対象業種に制限はなく、製造業における新工場建設や生産ラインの増設のみならず、物流業における倉庫新設、小売業における新規出店や店舗省エネ化、サービス業におけるソフトウェア導入による業務効率化など、非製造業においても積極的に活用されており、本年6月末時点で、全国で2万件を超える設備投資に活用されており、中小企業にも利用しやすい税制となっています。

本相談会では、自社の計画が本税制の要件を満たすのか、手続はどうすればいいのかなど、個別のご相談に対応します。

また、希望される方には大分県の税制上の優遇措置もご紹介いたします。この機会にぜひご利用ください。

- ◆ 開催日時 平成26年10月31日（金） 11:00～17:00
- ◆ 開催場所 大分県庁本館7階 71会議室 （大分市大手町3丁目1番1号）
- ◆ 主催 九州経済産業局、大分県
- ◆ お申込み 参加申込書によりFAX又は電子メールにてお申込みください。
受付終了後、個別相談の時間をご連絡いたします。
- ◆ その他 ○1事業者あたりの個別相談の時間は、下記のとおり予定しています。
 - ・「生産性向上設備投資促進税制」 20～30分程度
 - ・「大分県の税制優遇措置」 10分程度お申込状況により、時間配分を調整しますのでご了承ください。

○ご参加にあたり、事前に本税制の「概要資料」のご一読をお願いします。
http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/setsumeikai140701.pdf

■ 「生産性向上設備投資促進税制」について

「先端設備」や「生産ラインやオペレーションの改善に資する設備」を導入する場合に、特別償却又は税額控除の税制措置を受けることができます。

- 【対象】 青色申告する法人・個人事業主であればどなたでもご利用いただけます。業種や企業規模による制限はありません。
- 【対象設備】 一定の要件を満たせば、「機械装置」「工具」「器具備品」「建物」「建物附属設備」「構築物」「ソフトウェア」が対象となります。
- 【税制措置】
 - ・即時償却または税額控除5%（建物・構築物は3%）の選択制です。
 - ・中小企業の場合、「中小企業投資促進税制」上乗せ措置適用により、税額控除が最大10%となります。※税額控除の場合、税額控除額は、設備等取得価額の5%（建物・構築物は3%）相当額で、当期の法人税等の20%が上限となります。

詳細は、経済産業省／生産性向上設備投資促進税制ウェブサイトからご確認ください。

生産性向上設備投資促進税制

検索

F A X 092-482-5947

E-mail kyushu-kigyoshien@meti.go.jp

宛先 九州経済産業局 企業支援課 行

参加申込書（個別相談会 in 大分）

申込日 月 日

事業者名	
事業内容	
参加者氏名	他 名
連絡先	電話 F A X (担当者氏名) ※ 参加者と異なる場合のみ記入
希望の時間帯 (希望の欄に✓)	平成26年10月31日(金) <大分県庁本館7階 71会議室> <input type="checkbox"/> 11:00~13:00 <input type="checkbox"/> 13:00~15:00 <input type="checkbox"/> 15:00~17:00 <input type="checkbox"/> いずれでも可 ※ 1事業者あたりの個別相談の時間は、下記のとおり予定しています。 ・「生産性向上設備投資促進税制」 - 20~30分程度 ・「大分県の税制優遇措置」 - 10分程度 ※ 相談時間は上記時間帯の中で調整を行い、ご連絡させていただきますが、 申込み状況によりご希望に沿えない場合がありますのでご了承ください。
相談予定の内容 (該当欄に✓)	<input type="checkbox"/> 本税制全般について <input type="checkbox"/> 個別の投資計画（B類型申請）について <input type="checkbox"/> 大分県の税制上の優遇措置 <input type="checkbox"/> その他（ ）

ご記入いただいた情報について、本相談会に関する連絡の他に利用することはありません。

■経済産業省／生産性向上設備投資促進税制ウェブサイト

①経済産業省ウェブサイト

http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.html

②九州経済産業局ウェブサイト

<http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/kyosoryoku/seisanseikojozei.html>

■お申込み・お問い合わせ先■

九州経済産業局 地域経済部 企業支援課

電話 092-482-5435 / FAX 092-482-5947

E-mail kyushu-kigyoshien@meti.go.jp

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1